

水銀による環境の汚染の防止に関する法律Q & A

水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議は、水銀に関する環境の汚染の防止に関する法律に関して、よくある質問に対する回答をまとめました。

なお、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関するQ & Aは、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン※」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン※※」の付録に収録しています。

※https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_gl-2.pdf

※※https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei_gl-2.pdf

本Q & Aで用いる関係法令の略称は、以下のとおりです。

- 条約：水銀に関する水俣条約（平成 25 年 10 月 10 日 熊本において採択）
- 法：水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）
- 令：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）
- 特定製品省令：特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成 27 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号）
- 新用途製品命令：新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文科省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 2 号）
- 外為法：外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

<<目次>>

1. 水銀等について	2
2. 水銀使用製品について	2
3. 特定水銀使用製品に係る規制について	4
3. 1 特定水銀使用製品とその製造禁止について	4
3. 2 特定水銀使用製品の製造許可申請について	6
3. 3 特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いることの禁止について	9
3. 4 規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いるために必要な用途適合承認申請について	10
3. 5 規制開始日が平成 30 年 1 月 1 日である特定水銀使用製品の例：冷陰極蛍光灯又は外部電極蛍光灯を部品として他の製品の製造に用いる事案について	11
3. 6 規制開始日が平成 32 年 12 月 31 日である特定水銀使用製品の例：水銀スイッチ又は水銀リレーを部品として他の製品の製造に用いる事案について	14
4. 新用途水銀使用製品に係る規制について	16

<<本文>>

1. 水銀等について

Q. 101

「水銀等」とは何を指しているのでしょうか。

A. 101

「水銀等」とは、水銀と水銀化合物を指しており、水銀とは、水銀元素（元素記号 Hg であってゼロ価のもの、CAS（ケミカル・アブストラクツ・サービス）番号 7439-97-6）、水銀の化合物とは、水銀の原子と他の元素の原子からなる物質であって、化学反応のみによって異なる成分に分離することができるものをいいます。

ただし、貯蔵の規制（法第 21 条及び第 22 条）の対象となる「水銀等」は以下のものに限定されており（令第 3 条）、それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り対象となります。

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀・硝酸第二水銀水和物（※ 1）
- ・硫化水銀（※ 2）

※ 1 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀の水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合も対象となります。また、他の物と混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に対象となります。

※ 2 辰砂に含有される硫化水銀については、その含有量にかかわらず対象となります。

2. 水銀使用製品について

Q. 201

水銀等が不純物として微量に含まれている製品は「水銀使用製品」に該当するのでしょうか。

A. 201

「水銀使用製品」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に使用されている製品をいいます。不純物として微量の水銀等が含有されていたとしても、非意図的であれば「水銀使用製品」には該当しません。

Q. 202

水銀等そのものは「水銀使用製品」には該当しないでしょうか。

A. 202

水銀等そのもの（製造過程等において生じる不純物を含有しているものを含む。）は「水銀使用製品」に該当しません。ただし、特定の目的のために希釈、混合等、一定の加工を施されている水銀等の製剤は該当します。

Q. 203

製造・販売時には製品と水銀が分離しており、水銀を充填することによってのみ機能を有する製品（例：水銀圧入法測定装置、水銀滴下電極）は、「水銀使用製品」に該当しますか。

A. 203

製造・販売時には製品と水銀が分離しており、水銀を充填することによってのみ機能を有する製品も「水銀使用製品」に該当します。他方、水銀以外の物質を充填した場合でも機能を有する製品（例：ミリメートル目盛りの液柱形圧力計）は、「水銀使用製品」には該当しません。

Q. 204

水銀使用製品はいつまで使用することができますか。また、水銀使用製品の保管に関する届出義務や罰則はありますか。

A. 204

水銀使用製品の使用期限に関する規定はありません。ただし、特定水銀使用製品としての規制開始日の前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を当該規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する省庁に提出し、条約で認められた用途に適合するものとして大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条、令附則第 4 条）。

また、水銀使用製品の保管に関する届出義務や罰則はありません。

なお、法第 18 条において、水銀使用製品の製造事業者及び輸入事業者の責務として、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するように努めなければならないとの努力義務が規定されています。当該責務に基づく情報提供の望ましい在り方を解説するものとして、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（※）を公表していますので、御参照ください。

※<https://www.env.go.jp/press/files/jp/103749.pdf>

Q. 205

特定水銀使用製品に該当しない水銀使用製品を製造・輸出入する場合は、事後調査等で問われた場合の対応として、どのような証拠資料を残す必要がありますか。

A. 205

当該製品が、特定水銀使用製品に該当しないと判断できる仕様書や設計書等を法規制対応書類と位置付けて保管すること等が考えられます。

Q. 206

欧州 RoHS 指令を遵守している場合、法にも準拠しているといえるのでしょうか。

A. 206

法と欧州 RoHS 指令とは異なるものですので、欧州 RoHS 指令に準拠していることが法を遵守していることの根拠にはなりません。法の規制内容を必ず御確認の上、適切な対応をしてください。

3. 特定水銀使用製品に係る規制について

3. 1 特定水銀使用製品とその製造禁止について

Q. 311

蛍光灯や高圧水銀ランプについて、「一般照明用」とは何を指しているのでしょうか。

A. 311

屋内外における照度を確保するために広く流通している汎用の照明であって、特定の用途（例：美術館・博物館用、冷凍冷蔵倉庫用、色彩評価用等）のために特別な設計をされたもの（例：特殊な波長分布、配光性等）以外のものを指します。

Q. 312

特定水銀使用製品である一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）には、メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは含まれるのでしょうか。

A. 312

特定水銀使用製品として規定された蛍光灯以外のランプでは、高圧水銀ランプであって一般照明用（道路、公園、競技場等の照明用）のものが規制対象となります。メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは、高圧水銀ランプに含まれないので、規制対象にはなりません。

Q. 313

「電子ディスプレイ」とは何を指しているのでしょうか。

A. 313

「電子ディスプレイ」とは、テレビジョン受信機、電子機器（デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム等）の表示部、産業用機械の制御盤における表示部等を指すと考えられます。蛍光灯やディスプレイ装置の製造事業者の間では、「図形・文字・画像等を表示する、表示部が電子部品で構成された表示装置」を意味する用語として一般的に用いられています。パソコンのモニタ等の独立して売買の対象となる製品そのものに限られず、工作機械の制御盤の表示部等の、他の製品の一部も含まれます。

Q. 314

一般照明用の蛍光灯は、平成 30 年以降、全て利用できなくなるのでしょうか。

A. 314

一般照明用のランプのうち、特定水銀使用製品に該当するものについては、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日）以降、法及び外為法に基づき、その製造・輸出入が原則として禁止されます。当該規制は、製造・輸出入を禁止するものであり、当該特定水銀使用製品の継続使用、当該規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を修理・交換のために使用すること（例：特定水銀使用製品である高圧水銀ランプを用いて、既に街路に設置されている街灯のランプを交換するような場合）及びその販売を禁止するものではありません。

Q. 315

2017 年 8 月 16 日以降に輸入し、国内で販売したチメロサールが販売先で製品の製造のために使用された場合、販売元に罰則はありますか。

A. 315

法では、2017 年 8 月 16 日以降に輸入し、国内で販売したチメロサル（※）が販売先で使用されることにより、販売元が法律違反に問われることはありません。

※チメロサル：エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム、CAS（ケミカル・アブストラクト・サービス）番号 54-64-8

なお、チメロサルを含有した製剤であって、防除（例えば、微生物が対象ならば、殺菌、滅菌、除菌）を目的としたものであれば、特定水銀使用製品に該当する可能性がありますので、その旨を販売先にお伝えください。

Q. 316

2020 年末日に製造・輸出の禁止対象となる水銀を使用した温度計・湿度計・気圧計は、「研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする」方への販売は継続可能でしょうか。

A. 316

（１）規制前在庫がある場合

水銀等を使用した温度計・湿度計・気圧計は、規制開始日（2020 年 12 月 31 日）の前に製造又は輸入されたもの（規制前在庫）に限って、規制開始日以降も日本国内で販売することができます（水銀汚染防止法以外の法令による規制の範囲内であることを前提とします）。ただし、規制開始日以降、温度計・湿度計・気圧計を部品として他の製品の製造に用いる（他の製品に組み込む）ことは法第 12 条で禁止されますので、その旨を明確に国内の販売先にお伝えください。例えば、規制開始日以降に新設される製造設備か、規制開始日時点において既に存在する製造設備かにかかわらず、そこに水銀等を使用した温度計・湿度計・気圧計を組み込むことは、この禁止規定の違反に当たるおそれがありますので、必ず事前に経済産業省化学物質管理課に相談するよう、必要に応じて販売先に助言してください。

なお、販売先が海外である場合、規制開始日以降は、経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりませんので、経済産業省貿易審査課に御相談ください。

また、2016 年 12 月 18 日以降、水銀使用製品の製造・輸入事業者は、法第 18 条に基づき、水銀等の使用に関する表示等の情報提供に努めることとなっていますので、御協力をお願いします。

（２）規制前在庫が切れた場合

前項（１）の規制前在庫が切れた場合等、水銀等を使用した温度計・湿度計・気圧計を規制開始日（2020 年 12 月 31 日）以降に製造又は輸入しようとする場合は、経済産業大臣の製造許可又は経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。その場合、販売先及び販売先での用途は、製造許可又は輸入承認に係るものに限定されます。製造許可については、経済産業省化学物質管理課に、輸入承認については、経済産業省貿易審査課に、それぞれ御相談ください。

なお、販売先が海外である場合、規制開始日以降は、経済産業大臣の輸出承認も併せて受けなければなりませんので、経済産業省貿易審査課に御相談ください。

Q. 317

規制開始前に製造した特定水銀使用製品を、規制開始日以降に許可なくレンタルすることは可能ですか。

A. 317

製造日にかかわらず、特定水銀使用製品を国内でレンタルすることについては、法に基

づく規制はありません。ただし、規制開始日以降に許可を受けて製造した特定水銀使用製品をレンタルする場合は、レンタル先における用途は製造許可に係る用途の範囲内に限られ、それ以外の用途への流用を防ぐ措置が必要です。

一方、規制開始日以降に特定水銀使用製品を輸出し、海外でレンタルする場合には、輸出承認申請が必要です。レンタル先における用途は輸出承認に係る用途の範囲内に限られ、それ以外の用途への流用を防ぐ措置が必要です。

3. 2 特定水銀使用製品の製造許可申請について

Q. 3201

特定水銀使用製品を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 3201

特定水銀使用製品をその規制開始日以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

Q. 3202

特定水銀使用製品の「種類ごとに」とは何を指しているのでしょうか。

A. 3202

「種類ごとに」とは、製造しようとする特定水銀使用製品の許可申請の単位であり、種類とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第 1 条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。

一方、名称や型式（型番）等が異なっても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。なお、法第 6 条第 1 項の許可は特定水銀使用製品の種類ごとに受けることとしているため、許可を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を製造しようとする場合には、改めて同項の許可を受ける必要があります。

Q. 3203

製造許可申請書の記載項目に「型式」がありますが、型式がないものについては、どうすればよいのでしょうか。

A. 3203

型式がないものについては、空欄で構いません。

Q. 3204

「条約で認められた用途」とは何を指しているのでしょうか。

A. 3204

条約附属書 A の柱書きの(a)～(e)に掲げられている製品（以下参照）及び同附属書 A 第

I 部に掲げられている製品について個別に規制対象外として規定されている用途を指しています。詳細は、条約の規定を御確認ください。

https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVII-17&chapter=27&lang=en … 条約正文

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070111.pdf> … 条約正文に対する日本語訳

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

Q. 3205

許可申請の結果はいつ頃わかりますか。

A. 3205

各府省庁は、申請を受けてから結論を出すまでに通常の場合必要とする標準的な期間（標準処理期間）を定めるよう努めることになっています。

詳細は、申請書を提出した事業所管省庁にお尋ねください。

なお、準備行為期間における申請に係る審査結果通知は、許可を受けようとする特定水銀使用製品の製造禁止の規制開始日以降となります。

標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「めやす」を定めたものなので、必ず標準処理期間内に申請に係る審査結果通知が到達するとは限りません。また、期間を経過したからといって直ちに当該事業所管省庁が違法を問われるものでもありません。さらに、不備な申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

Q. 3206

「修理」は「製造」に該当するでしょうか。

A. 3206

「製造」とは、ある物品を新たに作り出すことをいいます。ある物品に一定の加工を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、製造には該当しません（例：修理、包装、塗装等）。

なお、修理に用いる物品（例：交換修理用の基板、電子ディスプレイ等）を新たに作り出す行為は、製造に該当します。

Q. 3207

他社が製造する数量の一部について、他社から委託して製造する場合について、「特定水銀使用製品を製造しようとする者」に該当するでしょうか。

A. 3207

「特定水銀使用製品を製造しようとする者」とは、規制対象となる製品を実際に製造しようとする者をいいます。したがって、ある企業 A が法第 6 条第 1 項の特定水銀使用製品の製造の許可を受け、その製造数量の一部を企業 B に委託して製造する場合は、企業 B も当該特定水銀使用製品の製造の許可を受ける必要があります。

Q. 3208

法では特定水銀使用製品の製造を許可する場合、その有効期限を定めるものとされていますが(法第6条第3項)、製造の許可を受けた特定水銀使用製品の製造期限が切れる前に、許可の再申請や更新はできますか。

A. 3208

法には許可の有効期間の更新に関する規定はないため、引き続き製造を行いたい場合は、再度製造許可申請を行っていただく必要がありますが、有効期限前に再申請していただいても構いません。

なお、特定水銀使用製品の製造は、水俣条約で認められた用途のために限定的に行われるものであり、許可時点におけるそれぞれの製品の使用実態や技術的代替可能性を踏まえ、製品ごとに適当な期間を設定するものです。したがって、再度の製造許可申請の際には、最新の情報を提出してください。有効期間は、再度の許可がされる際に新たに設定されます。

Q. 3209

変更の許可を受けた場合、元の製造の許可はどうなりますか。

A. 3209

審査により変更の許可の基準を満たしていると認める場合は、主務大臣は、法第9条第1項に基づいて用途の変更を許可する旨の文書を申請者に交付します。法第6条第1項に基づく元の製造の許可は、変更後の用途についてのみ効力をもつことになります。

Q. 3210

相続又はその同意を証明する者は、誰でもよいのでしょうか。相続人自らが証明してもよいのでしょうか。

A. 3210

「証明する者」は、民法上の各種「証人」と同様に、ある事実が確かであるかどうかを証拠立てていただける未成年ではない第三者になります。

なお、誰が証明者として適当であるかは、相続人と証明者との個人的関係によるところが大きいため、特に特定はしていません。

Q. 3211

外為法の輸入承認を得た水銀スイッチを部品として用いて水銀リレーを製造する場合、水銀リレーの製造許可申請は必要でしょうか。

A. 3211

水銀スイッチの輸入承認に係る「条約で認められた用途」の範囲内で水銀リレーを製造するのであれば、水銀リレーの製造許可申請は不要です。

3. 3 特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いることの禁止について

Q. 331

特定水銀使用製品を他の製品の修理・交換のために部品として使用する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当しないでしょうか。

A. 331

修理・交換等、ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しません。

なお、修理に用いる物品（例：交換修理用の基板、電子ディスプレイ等）を新たに作り出す場合は、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当します。

Q. 332

自社製品の付属品として特定水銀使用製品に該当するボタン電池を同梱する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないでしょうか。

A. 332

本体製品の製造の一連の作業として、本体製品にその機能の発揮に必要な部品として、特定水銀使用製品（一定の水銀を含有する電池等）を梱包して添える行為に関しては、当該一連の作業で特定水銀使用製品を部品として用いて本質的に新たな物品を作り出していることとなるため、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当します。

他方、製造の一連の過程ではない（本体製品の製造者とは別の販売者が、本体製品と特定水銀使用製品を梱包する等）場合には、本質的に新たな物品を作り出しているわけではないため、製造には該当せず、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しません。

判断に迷う場合には、事業所管省庁に御相談ください。

Q. 333

特定水銀使用製品である防腐剤を他の液剤に混合する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないでしょうか。

A. 333

特定水銀使用製品（「化粧品」、「動植物又はウィルスの防除に用いられる薬剤」）を他の液体製品に混合することは、当該特定水銀使用製品の部品としての使用には該当しません。

なお、混合して製造しようとする製品が、特定水銀使用製品に該当する場合には、当該製造事業を所管する大臣の許可を受ける必要があります（法第6条、特定製品省令第2条）。

3. 4 規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いるために必要な用途適合承認申請について

Q. 341

法附則第 3 条の承認を申請したいのですが、どのような手続が必要なのでしょうか。

A. 341

特定水銀使用製品としての規制開始日の前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を当該規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁に提出し、条約で認められた用途に適合するものとして大臣の承認を受ける必要があります。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

Q. 342

用途適合承認申請には、法附則第 3 条に基づくものと令附則第 4 条に基づくものがありますが、どのように使い分けるのでしょうか。

A. 342

規制開始日が平成 30 年 1 月 1 日である特定水銀使用製品は、平成 29 年 12 月 31 日までに製造又は輸入されたものについて法附則第 3 条に基づく用途適合承認を申請し得ます。他方、規制開始日が平成 32 年 12 月 31 日である特定水銀使用製品は、平成 29 年 12 月 31 日までに製造又は輸入されたものについて法附則第 3 条に基づく用途適合承認を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までに製造又は輸入されたものについて令附則第 4 条に基づく用途適合承認を申請し得ます。以下の表を御覧ください。

申請に係る特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期 申請に係る特定水銀使用製品の規制開始日	～H29. 12. 31	H30. 1. 1～ H32. 12. 30	H32. 12. 31～
H30. 1. 1	法附則第 3 条	×	×
H32. 12. 31	法附則第 3 条	令附則第 4 条	×

Q. 343

特定水銀使用製品が部品として用いられ、かつ、当該部品をいずれ交換修理することを想定している製品であって、その特定水銀使用製品としての規制開始日の前から使用しているものについて、当該規制開始日以降に実際にその部品を交換修理することとなった場合には、法附則第 3 条の承認を受ける必要があるのでしょうか。

A. 343

修理・交換等、ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造には該当しません。この場合、当該特定水銀使用製品に係る承認を受ける必要はありません。

Q. 344

当社（B 社）は A 社が製造する特定水銀使用製品を、購入し、在庫として保有していま

す。これを特定水銀使用製品としての規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合、当該特定水銀使用製品に係る承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

A. 344

A 社、B 社のどちらでも構いません。

なお、A 社が申請する場合は、B 社から、当該特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面を、また、B 社が申請する場合は、A 社から、当該特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面を、あらかじめ入手する必要があります。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

3. 5 規制開始日が平成 30 年 1 月 1 日である特定水銀使用製品の例：冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプを部品として他の製品の製造に用いる事案について

Q. 351

年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）を部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 351

①特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に製造又は輸入し、これを部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合

法第 6 条第 1 項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外為法第 52 条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合でなければ、それを部品として他の製品の製造に用いてはならないこととされています（法第 12 条）。

- ✓ 特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この CCFL 又は EEFL の事案では経済産業省）に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。ただし、外為法の輸入承認を得た水銀スイッチを部品として用いて水銀リレーを製造し、これを部品として半導体検査装置の製造に用いる場合は、水銀スイッチの輸入承認に係る「条約で認められた用途」の範囲内でこれら一連の行為を行うのであれば、水銀リレーの製造許可申請は不要です。
- ✓ 特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません（外為法第 52 条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※）。

※

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20170810_tsutatsu_2-2_tokuteisuiginsiyouseihin.pdf

②既に製造又は輸入された特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）を部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合

「製造」とは、ある物品を新たに作り出すことをいいます。ある物品に一定の加工を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、製造には該当しません（例：修理、包装、塗装等）。

この事案では、自動車の修理のために新たな物品（カーナビ等の画像表示装置や電子式計器類）が作り出されていますので、製造に該当します。

特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入し、当該規制開始日以降に部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（このカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。

なお、②の事案において、特定水銀使用製品の種類が同じ（問い「特定水銀使用製品の「種類ごとに」とは何を指しているのでしょうか」を参照）であれば、例えば、複数年にわたってこれを他の製品の製造に用いる場合も、一件の用途適合承認申請とすることができます。構造、性質、目的等に本質的な差異がない CCFL 又は EEFL については、同じ種類の特定水銀使用製品として扱いますので、将来的に継続してカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類への組み込みが見込まれている場合、一件として申請することが可能です。承認申請手続の詳細については、経済産業省の担当者に御相談ください。

Q. 352

【組込製品の在庫の扱い】特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）を特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）の前に部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造し在庫として保有しています。これを用いて、当該規制開始日以降に、年式の古い自動車の故障したカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を交換修理しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 352

特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）を組み込んだカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類は、「特定水銀使用製品」に該当しませんので、これを用いた交換修理に関し、法に基づく必要な手続はありません。

Q. 353

【組込製品の輸入の扱い】年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）が組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に輸入しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 353

特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）を部品として組み込んだカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません（外為法第 52

条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※)。

※

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20170810_tsutatsu_2-2_tokuteisuiginsiyouseihin.pdf

Q. 354

【複数社にわたる工程の扱い】年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に A 社が製造又は輸入した特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）に対し、当該規制開始日以降に B 社がコネクタを付け、これを C 社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類にバックライトとして組み込み、そのカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を最終的に D 社が自動車に組み込もうとする場合、当該特定水銀使用製品（CCFL）に係る法附則第 3 条の用途適合承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

A. 354

特定水銀使用製品（CCFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入し、それを当該規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合は、その使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る主務大臣である経済産業大臣の承認を受ける必要があります（法附則第 3 条）。

交換修理に用いるカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が、特定水銀使用製品（CCFL）を部品として、一連の多段階の工程を経て製造される場合、途中段階では条約で認められた用途であるかどうかの判断はできないため、D 社による最終的な交換修理の段階で判断をすることになります。

D 社による最終的な交換修理に係る法附則第 3 条に基づく用途適合承認申請を行うのは、A 社、B 社、C 社、D 社のいずれでも構いません。ただし、申請の前提として、受け渡される特定水銀使用製品及びその最終用途についての情報を、全ての当事者で共有しておくことが推奨されます。なお、A 社、B 社及び C 社は、販売者としての申請となり、D 社は、条約で認められた用途に用いる者としての申請となり、それぞれ申請書に添付すべき書類が異なりますので、詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認ください。一般的には、自ら最終的な交換修理に当たる D 社が申請を行う場合が申請書に添付すべき書類の数が最も少なくなります。

Q. 355

【複数社にわたる工程での在庫の扱い】上記の Q. の事案において、今後の交換修理に備えて、規制開始日以降に例えば C 社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類をあらかじめ製造し在庫として保有しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 355

最終的に条約で認められた用途に用いられることが事実であることが確認できれば、主務大臣として法附則第 3 条に基づく承認をすることができます。

よって、個別具体の交換修理の必要が生じる前であっても、A 社、B 社、C 社、D 社のいずれかの社が用途適合承認申請をし、経済産業大臣の承認を得られれば、任意の時期に任意の途中工程まで進めておくことができます。

3. 6 規制開始日が平成 32 年 12 月 31 日である特定水銀使用製品の例：水銀スイッチ又は水銀リレーを部品として他の製品の製造に用いる事案について

Q. 361

水銀リレーを部品として用いて半導体検査装置を製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 361

①水銀リレーを特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造又は輸入し、これを部品として半導体検査装置の製造に用いる場合

法第 6 条第 1 項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外為法第 52 条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合でなければ、それを部品として他の製品の製造に用いてはならないこととされています（法第 12 条）。

- ✓ 特定水銀使用製品（水銀リレー）をその規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。
- ✓ 特定水銀使用製品（水銀リレー）をその規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません（外為法第 52 条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※）。

※

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20170810_tsutatsu_2-2_tokuteisuiginsiyouseihin.pdf

②法第 12 条の施行日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入された水銀リレーを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に半導体検査装置の製造に用いる場合

所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。

③平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 30 日の間に製造又は輸入された水銀リレーを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に半導体検査装置の製造に用いる場合

所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、令附則第 4 条）。上記②の場合とは根拠法令・条項が異なります。

Q. 362

水銀スイッチを部品として用いて水銀リレーを製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。

A. 362

①水銀スイッチを特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造又は輸入し、これを部品として水銀リレーの製造に用いる場合

当該水銀スイッチの製造許可又は輸入承認を経済産業大臣から受ける必要があります。ここで、当該水銀スイッチの製造許可又は輸入承認に係る「条約で認められた用途」は、当該水銀リレーの製造を含んでいる必要があります（法第 12 条）。

②法第 12 条の施行日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入された水銀スイッチを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に水銀リレーの製造に用いる場合

所要の書類を当該水銀スイッチの製造に係る事業を所管する経済産業省に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります。ここで、承認に係る「条約で認められた用途」は、当該水銀リレーの製造を含んでいる必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。

③平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 30 日の間に製造又は輸入された水銀スイッチを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に水銀リレーの製造に用いる場合

所要の書類を当該水銀スイッチの製造に係る事業を所管する経済産業省に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります。ここで、承認に係る「条約で認められた用途」は、当該水銀リレーの製造を含んでいる必要があります（法第 12 条、令附則第 4 条）。上記②の場合とは根拠法令・条項が異なります。

4. 新用途水銀使用製品に係る規制について

Q. 401

新用途製品命令の別表に掲げられた水銀使用製品は、手続なしに製造・販売できるものと考えてよろしいでしょうか。

A. 401

新用途製品命令の別表上段に掲げられた水銀使用製品であっても、対応する下段の用途でない用途に使用するものとして反復継続して製造又は販売しようとする場合は、法第14条第2項の規定に基づく事前届出の義務がかかります。また、別表の冒頭に掲げられた水銀使用製品の一部は、特定水銀使用製品に該当し得るものであり、該当する場合は製造等が禁止され、製造許可を受ける必要があります。

Q. 402

めっきに使用する硫酸第二水銀は「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当しないでしょうか。

A. 402

めっきに使用する硫酸第二水銀は、めっきに使用するための希釈、混合等、一定の調製（加工）が加えられていない化学的純品である場合には、不特定多数の用途に使用され得、製品とは解釈されません。したがって、この場合、当該硫酸第二水銀は、新用途水銀使用製品に係る規制の対象とはなりません。

Q. 403

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として定められている「放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）」とは具体的にはどのようなもののでしょうか。

A. 403

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として新用途製品命令の別表に定められている「放電管（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）」とは、音響機器等の電源系において整流（交流電流を直流電流に変換する）のために、また、粒子加速器等の電源系で大電力の制御（例：クローバ crowbar 回路）のために使用されているものです。ガラス又は金属の容器に封入された水銀の蒸気が電極間を満たして放電を起こすものと、電極としての水銀と他電極の間に放電を起こすもの（イグナイトロン）があります。

なお、蛍光ランプ、H I Dランプ及び放電ランプも放電管の一種ですが、「既存の用途に利用する水銀使用製品」として新用途製品命令の別表に定められています。

Q. 404

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として定められている「ひずみゲージ式センサ」とは具体的にはどのようなもののでしょうか。

A. 404

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として新用途製品命令の別表に定められている「ひずみゲージ式センサ」とは、医療分野において用いられる容積脈波計（ストレーンゲージ式プレチスモグラフィ）のセンサ部に当たるもので、水銀を満たした細いシリコンチューブを四肢に巻き、容積変化を測定します。

【参考文献】

- ・（一社）日本循環器学会：血管機能の非侵襲的評価法に関するガイドライン、循環器病の診断と治療に関するガイドライン 2013、pp. 7（2013）

http://www.j-circ.or.jp/guideline/pdf/JCS2013_yamashina_h.pdf

- ・森下竜一編集：プロスタサイクリンの多様性と今後の展望、メディカルレビュー社、pp. 132 (2002)

http://procylin.jp/prostacyclin/prostacyclin_132.pdf

- ・水俣条約対応技術的事項検討会：製品製造禁止の水銀含有基準、開始時期について（案）、pp. 17 (2015)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury_meeting2.doc.annex9.pdf

Q. 405

分析で用いる水銀含有試薬を新用途水銀使用製品として製造・販売することはできますか。

A. 405

新用途製品命令第2条第3号により、水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、分析に用いられるものは、「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当します。御質問の水銀含有試薬は、当該製剤であって、分析に用いられるものに該当すると考えられ、その場合は、新用途水銀使用製品には該当せず、その製造・販売に当たって新用途水銀使用製品としての手続は必要ありません。

Q. 406

研究として、水銀等を含有した新素材を作成することや水銀を用いて化学合成を行うことは、規制されますか。

A. 406

反復継続の意思をもたずに試験研究のために試作品を製造するような場合は、新用途水銀使用製品の製造には当たらないと考えられます。他方、試験研究の目的であっても、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アセトアルデヒド、クロロエチレン（別名塩化ビニル）、ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド、カリウムエトキシド、又はポリウレタンの製造工程で水銀等を用いることは禁止されています（法第19条）。具体の判断に当たっては事業所管省庁に個別に御相談ください。

Q. 407

新用途水銀使用製品に係る規制により、これまで使用してきた用途に水銀を用いることはできなくなるのでしょうか。

A. 407

新用途水銀使用製品は、「既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるものの以外の水銀使用製品」とされており（法第13条）、新用途製品命令で定められる、既存の用途に利用する水銀使用製品は、新用途水銀使用製品に係る規制の対象とはなりません。

Q. 408

新用途水銀使用製品の製造又は販売はできないのでしょうか。

A. 408

当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売は禁止されます（法第13条）。

Q. 409

新用途水銀使用製品を製造・販売する場合、どのような手続が必要ですか。

A. 409

製造・販売しようとする新用途水銀使用製品が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて評価し、その評価結果等を当該製品に係る事業を所管する省庁に事業開始の 45 日前までに届け出る必要があります（法第 14 条、新用途製品命令第 3 条及び第 4 条）。

届出手続の詳細については、事業所管省庁に御相談ください。

Q. 410

自己評価の際に把握する必要がある「新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響」とはどのような情報ですか。

A. 410

新用途水銀製品の利用によってもたらされると考えられる人の健康の保護若しくは生活環境の保全への寄与又は人の健康への悪影響若しくは生活環境への負荷に加え、これらに至らない軽微な影響も含め、具体的に把握し自己評価を行う必要があります。

Q. 411

評価の対象となる「寄与等（人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与、人の健康への悪影響及び生活環境への負荷）」とは何を指しているのでしょうか。

A. 411

「人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与」とは、人の健康への悪影響の防止・抑制、健康の増進、生活環境への負荷の低減、良好な生活環境の維持・復元・創出等をいい、「人の健康への悪影響及び生活環境への負荷」とは、人の健康が損なわれること、生活環境の構成要素の劣化による人の健康・生活環境への被害等をいいます。

なお、自己評価は、新用途水銀使用製品の単位数量当たりの寄与等ではなく、製造等を行う数量全体での寄与等やその可能性について行う必要があります。

Q. 412

届出の対象となる製造・販売量に係る「一定の期間」とは、どのくらいの期間とすればよいのでしょうか。

A. 412

新用途水銀使用製品の製造・販売の計画に基づいて設定してください。例えば、年間で 100 個の新用途水銀使用製品の製造を予定している場合、「一定の期間」は 1 年とすることが考えられます。

なお、いったん届け出た「一定の期間内に製造等を行う数量」を超える新用途水銀使用製品の製造等を行うことが見込まれる場合は、改めてその数量での評価を行い、速やかに再度届出を行う必要があります。

Q. 413

どのような「複数案」を設定すればよいのでしょうか。

A. 413

製造・販売しようとする新用途水銀使用製品の性能や一定の期間において製造等を行う数量、使用する水銀等の量について差を設け、製品の利用が人の健康の保護又は生活環境

の保全に寄与するかどうか、また、これらが製品の利用による人の健康への悪影響及び生活環境への負荷の観点から妥当かどうかについて適切に評価できる複数案を設定する必要があります。その際、当該複数案は、実現可能なものとしてください。例えば、ある案を実施しようとする、新用途水銀使用製品の製造等を自ら行うことができないような場合は、その案は実現可能とはいえません。

また、当該複数案には、現状趨勢（BAU：Business As Usual）又は新用途水銀使用製品の製造等を行わずにその製品の目的が達成可能な案（例：既存の水銀使用製品の製造等を行う案）を可能な限り含めてください。含めない場合は、その理由について届出書への記載が必要となります。

Q. 414

「総合的な評価」とは、どのように行うのですか。

A. 414

複数案を設定し、それぞれの案について人の健康の保護・生活環境の保全への寄与と人の健康への悪影響・生活環境への負荷の双方について調査・分析・整理・比較した上で、複数案の間でこれらを比較することにより評価します。単に、ある評価項目について寄与が認められることをもって総合的评价とすることはできません。

Q. 415

専門家の助言を受ける必要があるのはどのような場合ですか。

A. 415

評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合や、収集した情報の妥当性・重要性、又は定量的な調査・分析の方法等について知見が必要な場合は、専門家等の助言を受けてください。